

# はじめに

近年、国民の自然志向、健康志向を背景として、豊かな自然環境とゆとりを提供する空間である海への関心が急速に高まっており、遊漁をはじめ、ヨット、モーター舟艇、スキューバダイビング等の海洋性レクリエーションが広く行われております。

また最近では、漁村ならではの地域資源の魅力を活かした「漁業」の取組として、マイクロツーリズムやワーケーションといった新たな交流の取組も推進されており、地域の水産業を中心とした経済活動や、地域の生活・歴史・文化、自然環境等を保全していくことが求められます。

しかしながら海面利用の機会が増える一方で、漁業者と海洋性レクリエーション関係者との間で海面利用を巡るトラブルも増加しています。

漁業者にとって、海や川は生活の基盤です。そのため、資源の保護、環境の維持保全、放流活動など様々な取組を実施し、将来にわたって持続的に水産資源が利用できるよう努めています。

魚釣りなど水産動植物の採捕は、自由になんでもできると思われがちですが、法律や都道府県の漁業調整規則等によって、使用できる漁具、漁法、禁止区域、禁止期間、魚種ごとの大きさの制限など、様々な規制が決められています。

漁業者はいたずらに遊漁者や海洋レクリエーション関係者を排除することなく、また、遊漁者や海洋レクリエーション関係者は漁業者の正常な漁業操業に支障を与えないようにし、お互い調整し合って、資源の保護や海や川の円滑な利用を図るための共存、協調の精神が必要です。

このハンドブックでは、漁業者、遊漁者及び海洋性レクリエーション関係者の守るべき漁業制度、ルールやマナーを中心に説明しました。円滑な海や川の利用等が図られることを願っています。

# 目 次

## はじめに

I	漁業制度について	1
1	漁業、遊漁及び海洋性レクリエーションとの かかわりについて	1
2	漁業関係法令について	1
3	漁業権とは	2
4	漁業許可	5
5	特別採捕許可	7
6	漁協管理の漁業権行使規則について	7
7	河川・湖沼（内水面）の遊漁規則について	7
II	漁業権の保護	9
1	漁業権及び行使権の侵害	9
2	漁業権及び行使権の侵害に対する救済措置	10
(1)	妨害排除、妨害予防請求権	10
(2)	損害賠償請求権	10
(3)	罰則	10
III	海、河川・湖沼（内水面）を利用する者の守るべきルール	11
1	海面関係	11
(1)	海面における採捕禁止期間	11
(2)	海産魚介類の体長などの採捕制限	11
(3)	漁業調整委員会指示による海産魚の体長制限など	13
(4)	海面において禁止されている漁具・漁法など	17
(5)	海面において制限されている遊漁者の漁具・漁法等	17
(6)	マチ類の資源管理について	19

2 河川・湖沼（内水面）関係	20
(1) 河川・湖沼における採捕禁止期間	20
(2) 河川・湖沼における魚類の採捕制限	20
(3) 河川・湖沼における魚類の放流（移植）等の制限	21
(4) 河川・湖沼において禁止されている漁具・漁法	21
(5) 特定の河川における採捕禁止について	22
IV 罰 則	26
1 漁業関係法令に関する罰則	26
2 正しいマナーと海、川を利用する者の心得	27
3 安全への心掛け	27
V マダイ・ヒラメなどの放流について	28
VI 遊漁船業の登録制について	30
1 遊漁船業とは	30
2 遊漁船業の登録制度	30
3 登録の要件等	30
4 遊漁船業登録の手続き	31
5 申請等の様式について	31
附 錄	
漁業協同組合一覧	33
内水面漁業協同組合・業種別組合一覧	34
鹿児島県沿海漁協位置図	35
特定水産動植物について	36
遊漁採捕量報告のお願い	37
ライフジャケット着用のお願い	38